

ビルメンテナンス業における労働災害防止について

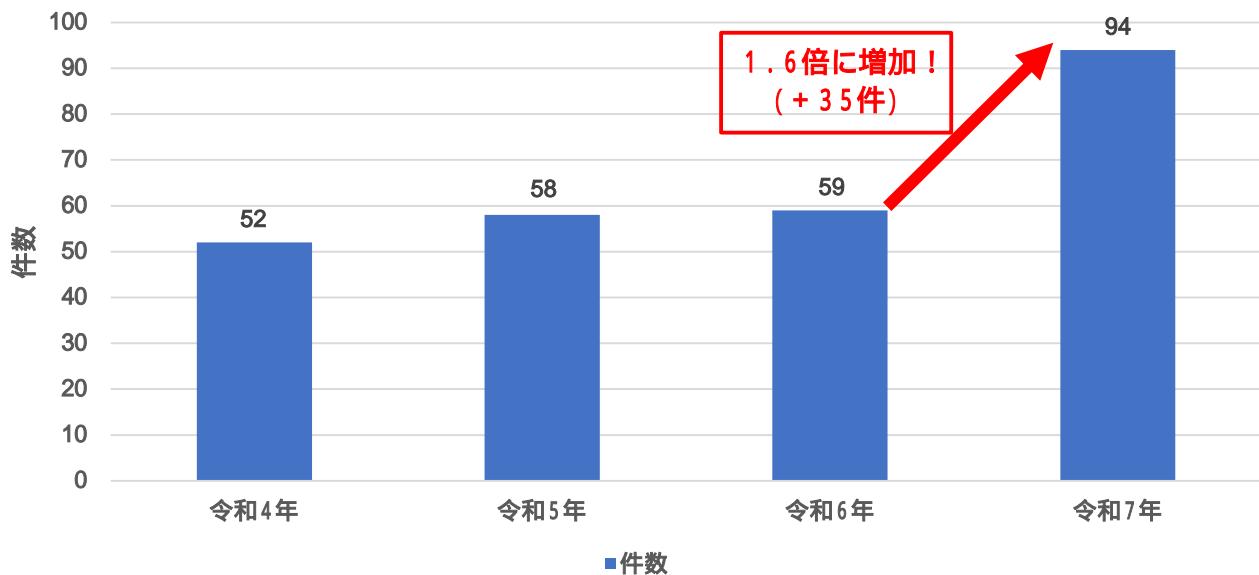
1 広島県内のビルメンテナンス業における労働災害発生状況

下図のグラフのとおり、ビルメンテナンス業における労働災害は、前年と比較して1.6倍まで増加しており、「転倒」及び「墜落・転落(高さ2m未満)」による労働災害が6割以上を占めています。

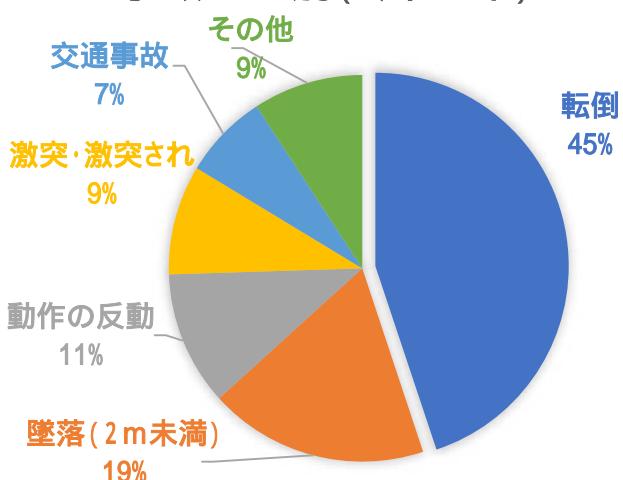
また、労働人口の高年齢化に伴い、被災者の年齢層は60代以上が7割を占めており、事故の原因としては、階段の段差につまずいて転倒した、踏み外して転落したという被災者の行動が原因のほか、加齢に伴う筋力や注意力の低下も、災害増加の要因となっております。

ビルメンテナンス業では、就業場所が顧客の施設及び設備であるため、物理的な労働災害の防止措置を実行できない場合があり、また、業務の特性上、労働者の行動に起因する災害が多いことからも、安全な作業方法の確立と安全教育が重要となります。

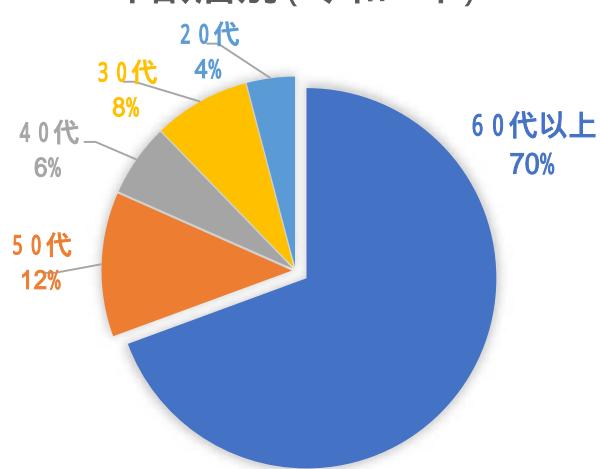
広島県内のビルメンテナンス業における労働災害発生状況



事故の型別(令和7年)



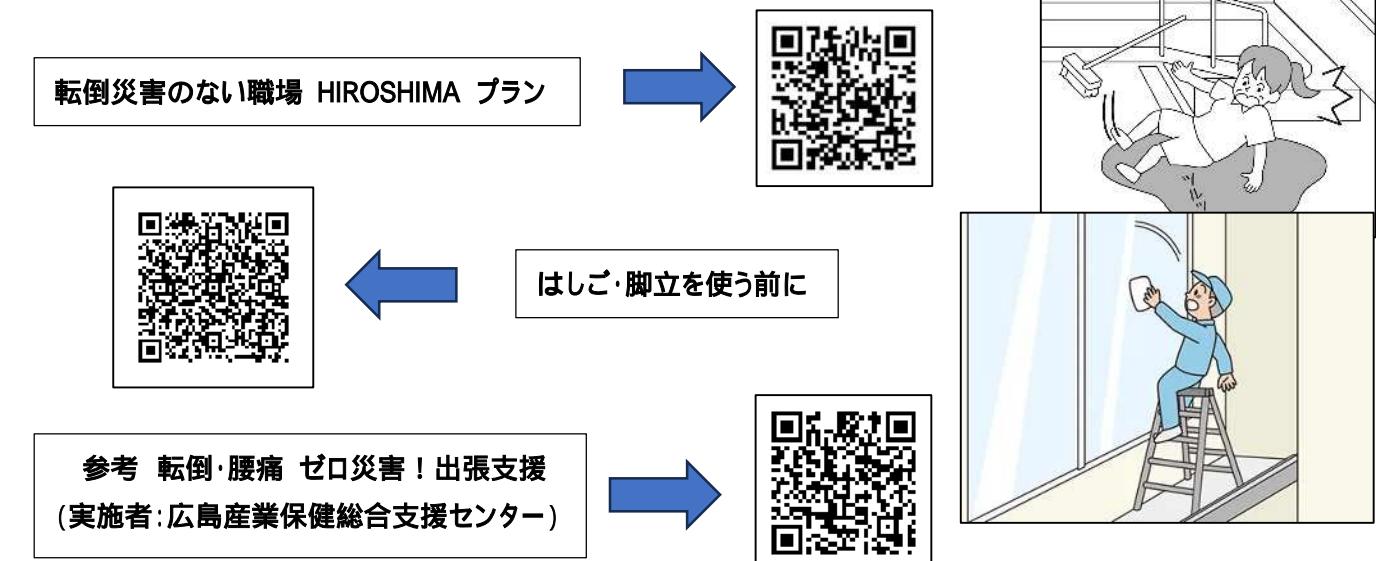
年齢層別(令和7年)



2 転倒・転落防止のポイント

- ・床や階段は焦らずゆっくり移動するよう心掛ける。
- ・滑りにくい履物を着用する。
- ・床の水濡れはすぐにふき取り、洗浄箇所への立ち入りは禁止する。
- ・椅子などの不安定なものには乗らない。
- ・脚立を使用する際はルールを確認し、作業者は遵守する。
- ・墜落転落用の保護帽(ヘルメット)を着用する。

このほか、**ストレッチ体操や体力測定など、ソフト面**からも転倒・転落災害の防止に取り組んでください。



(注) イラストの出典元：職場のあんぜんサイト

3 高年齢労働者の安全衛生対策について

令和8年4月からは労働安全衛生法が改正され、**高年齢労働者の労働災害防止対策**が**努力義務**となります。

高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、**エイジフレンドリー補助金**を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。

令和7年度のエイジフレンドリー補助金につきましては受付期間を終了しております。

高年齢労働者の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)



エイジフレンドリー補助金
(厚生労働省HP)

